令和５年度ものづくりマイスター募集要領

茨城県産業戦略部産業人材育成課

１　ものづくりマイスター制度について

（１）制度の趣旨

　熟練技能者の高齢化や若年者のものづくり離れにより、本県産業を支えるものづくり分野に

おける技能の維持・継承が大きな課題となっております。

　そこで、優れた技能を有している方で、技能の維持・継承や人材育成に関する指導などの活

動ができる方をものづくりマイスターに認定するとともに、ものづくりマイスターの活動を通

じて、本県の技能水準のレベルアップやものづくりを担う技能者の育成、ものづくりに対する

関心を高めることなど、ものづくりの振興を図ることを目的としています。

（２）募集職種等

①　技能検定職種である131の職種（別表のとおり）

②　技能を必要とする職種で知事が認めるもの

（３）認定基準

**次の基準をいずれも満たす方が認定の対象となります。**

①　技能検定１級以上に合格している方又は同等以上の技能を有している方で、県下で第一級と

　認められる方

※県下で第一級と認められる方とは、次のような方をいいます。

（ア）高度な技能により全国レベル、県レベルの表彰を受賞した方

（イ）高度な技能を必要とする全国レベル、県レベルの競技大会で入賞した方

（ウ）（ア）、（イ）に準ずるレベル以上の際立って優秀な技能を有している方等

② 県内に居住又は県内の企業・事業所等に勤務している方

※県内に居住しているか、県内の企業・事業所等に勤務しているかどちらかに該当する方をいいます。

③ 認定の対象となる職種に15年以上従事している方又は従事していた方

※４月１日現在を基準として、対象職種に従事した期間が通算で、15年以上ある方又はあった方をいいます。

④ ものづくりマイスターの活動が可能な方

※活動が可能な方とは、３の（１）にあるものづくりマイスターの活動内容が、１項目以上可

能な方をいいます。

　　⑤　過去に当制度「ものづくりマイスター」の同職種に認定されていない方

２　応 募

（１）方法

① 企業、団体の長は、上記の認定基準に該当する従業員等を推薦してください。

② 定年退職等により企業、団体に所属していない方については、所属していた企業、団体の長

　又はお住まいの市町村長が推薦してください。

③ 別添の推薦書（様式第１号）により募集期間中に**郵送及びメール**にて提出してください。

**※郵送は、A4片面印刷を原則とします。**

　　　　　様式は、４に記載の県ホームぺージでも提供しております。

（２）募集期間

　　令和５年６月19日（月）から７月21日（金）まで

（３）認定方法

①　選考によりものづくりマイスターとして茨城県知事が認定します。

②　ものづくりマイスター認定証及び徽章を授与します。

③　認定は10月頃を予定しております。

３　ものづくりマイスターの役割等

（１）活動内容

ものづくりマイスターは、次の活動を行います。

1. 企業が必要とする技能の習得や向上のための指導
2. 県立産業技術専門学院等の職業能力開発施設で行う職業訓練の講師
3. 学校等で行うものづくり体験教室などの講師
4. 高校生等のインターンシップ活動の指導
5. 技能に関する講演会、シンポジウム、セミナー等での講師･パネリスト･実演等
6. その他ものづくりに関する活動

（２）活動方法（随時）

　ものづくりマイスターは、上記（１）の活動を希望する企業、団体、学校等（企業等）から

県職業能力開発協会を通じて依頼を受け、活動をします。

（３）状況報告（随時）

　ものづくりマイスターの認定状況（住所・氏名・連絡先・活動可能の有無等）に変更があった際は、県に報告していただきます。

※毎年度、ものづくりマイスターご本人あてに確認依頼はいたします。

４　ものづくりマイスターの広報

　　　県は、ものづくりマイスター認定者一覧をホームページで紹介するとともに、ものづくりマイスター活動事例集（パンフレット）を作成し、市町村、県内企業、団体等へ配布いたします。

|  |
| --- |
| 【ホームページの掲載場所について】  　　茨城県ホームページ　→　本庁各課・出先機関→　産業戦略部　→　本庁  　　→　産業人材育成課→　産業人材育成課の主なページ「ものづくりマイスターの募集について」  <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/shido/monodukuri/index.html> |

【お問合せ・提出先】

　　〒310-8555　水戸市笠原町978番6

　　茨城県　産業戦略部　産業人材育成課　技能振興グループ：清水

　　アドレス：ka-shimizu@pref.ibaraki.lg.jp

　　ＴＥＬ　：029(301)3656

　　ＦＡＸ　：029(301)3669